

平成 25 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

目 次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	3
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	6
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	9
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	10
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報者	12
(3) 事実確認の状況	13
(4) 事実確認調査の結果	13
(5) 虐待の発生要因	14
(6) 虐待の内容	15
(7) 被虐待高齢者の状況	16
(8) 虐待を行った養護者の状況	20
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	21
(10) 虐待等による死亡事例	22
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. クロス集計等分析結果表等	24

調査の概要

【調査目的】

平成 25 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村(特別区を含む。)及び 47 都道府県を対象に、平成 25 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 24 年度に相談・通報があり、平成 25 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

また、次の項目を新たに追加するとともに、調査項目間の関連を分析した。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
2. 養護者による高齢者虐待
要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)、介護保険サービスの利用の有無とその内容、養護者(60 歳以上)の年齢を 10 歳刻みから 5 歳刻みへ変更

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているので、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表 1、表 2)

平成 25 年度、全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、962 件であった。平成 24 年度は 736 件であり、226 件(30.7%)増加した。

表 1 相談・通報件数

	25 年度	24 年度	増減
件数	962	736	226(30.7%)

表 2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数(平成 25 年度内)

北海道	45	東京都	64	滋賀県	7	香川県	5
青森県	6	神奈川県	61	京都府	14	愛媛県	13
岩手県	2	新潟県	14	大阪府	92	高知県	19
宮城県	16	富山県	9	兵庫県	101	福岡県	54
秋田県	7	石川県	13	奈良県	10	佐賀県	10
山形県	6	福井県	7	和歌山県	10	長崎県	15
福島県	13	山梨県	5	鳥取県	7	熊本県	15
茨城県	19	長野県	9	島根県	7	大分県	28
栃木県	7	岐阜県	5	岡山県	7	宮崎県	20
群馬県	9	静岡県	21	広島県	20	鹿児島県	14
埼玉県	48	愛知県	33	山口県	15	沖縄県	13
千葉県	37	三重県	7	徳島県	3	合計	962

(2) 相談・通報者(表 3)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 1,154 人に対して、「当該施設職員」が 34.9%と最も多く、次いで「家族・親族」が 19.2%であり、「当該施設元職員」が 10.1%であった。なお、「本人による届出」は 2.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 962 件と一致しない。

表 3 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医療機関従事者（医師を含む）	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県	警察	行政職員・地域包括支援センター・社会福祉協議会等	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	24	221	403	116	15	60	3	27	16	60	121	88	1,154
割合（％）	2.1	19.2	34.9	10.1	1.3	5.2	0.3	2.3	1.4	5.2	10.5	7.6	100.0

(3) 事実確認の状況(表 4～表 6)

平成 25 年度において「事実確認調査を行った事例」は 917 件、「事実確認調査を行わなかった事例」は 97 件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が 214 件、虐待の「事実が認められなかった事例」が 392 件、虐待の「判断に至らなかった事例」が 311 件であった。

一方、事実確認調査を行わなかった事例の 97 件について、その理由は、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく、調査不要と判断した事例」が 23 件、後日、「調査を予定している又は検討中の事例」が 28 件、「その他」が 46 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 781 件では 4 日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 159 件では 13 日であった。

表 4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成 25 年度 内に通報・相談)	(うち平成 24 年度 以前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	917	(865)	(52)	(90.4)
虐待の事実が認められた事例	214	(194)	(20)	[21.1]
虐待の事実が認められなかった事例	392	(369)	(23)	[38.7]
判断に至らなかった事例	311	(302)	(9)	[30.7]
事実確認調査を行わなかった事例	97	(97)	(0)	(9.6)
虐待ではなく調査不要と判断した事例	23	(23)	(0)	[2.3]
調査を予定している又は検討中の事例	28	(28)	(0)	[2.8]
都道府県へ調査を依頼した事例	0	(0)	(0)	[0.0]
その他	46	(46)	(0)	[4.5]
合 計	1,014	(962)	(52)	100.0

表 5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	184	91	36	120	125	58	36	131	781

中央値 4 日

表 6 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	31	7	4	11	27	14	10	55	159

中央値 13 日

(4) 虐待の発生要因(表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」であった。

表 7 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	128	66.3
職員のストレスや感情コントロールの問題	51	26.4
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	25	13.0
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23	11.9
倫理感や理念の欠如	20	10.4
虐待を行った職員の性格や資質の問題	20	10.4

(注)回答のあった 193 件の事例を集計。

(5) 過去の指導等(表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ 4 分の 1 が過去に何らかの指導等を受けていた。多くはサービス提供に係る指導であったが、過去にも虐待事例が発生していたケースが 3 件あった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合(%)
なし・不明		167	75.6
あり		54	24.4
(複数回答)	虐待歴あり	(3)	(5.6)
	過去に虐待に関する通報等対応あり	(7)	(13.0)
	苦情対応あり	(9)	(16.7)
	事故報告あり	(2)	(3.7)
	指導あり	(40)	(74.1)
	その他	(2)	(3.7)
合計		221	100.0

(6) 都道府県への報告(表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 916 件のうち、224 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 214 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 10 件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	224 件
虐待の事実が認められた	214 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある(表 10)	10 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例(表 10)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 10 件について事実確認調査をした結果、「虐待の判断に至らなかった事例」が 8 件、「後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例」が 2 件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	10 件
虐待の事実が認められた事例	0 件
虐待ではないと判断した事例	0 件
虐待の判断に至らなかった事例	8 件
後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例	2 件

(2) 都道府県が直接把握した事例(表 11)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 27 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 7 件、「虐待ではないと判断した事例」が 11 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 8 件、「事実確認を行わなかった事例」が 1 件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	27 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	7 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	11 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	8 件
事実確認を行わなかった事例	1 件

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数(表 12、表 13)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例が 214 件(表 9)、都道府県と共同して事実確認を行った事例が 0 件(表 10)、都道府県が直接把握した事例が 7 件(表 11)であり、これらを合わせた総数は 221 件であった(表 12)。これを都道府県別にみると表 13 のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県 へ報告があった事例	都道府県と共同して事 実確認を行った事例	都道府県が直接把握し た事例	合計
25 年度	214	0	7	221
24 年度	150	2	3	155
増減	64(42.7%)	△2(皆減)	4(133.3%)	66(42.6%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(平成 25 年度内)

北海道	10	東京都	23	滋賀県	2	香川県	1
青森県	0	神奈川県	26	京都府	3	愛媛県	3
岩手県	0	新潟県	3	大阪府	19	高知県	3
宮城県	10	富山県	2	兵庫県	13	福岡県	9
秋田県	1	石川県	3	奈良県	1	佐賀県	5
山形県	2	福井県	3	和歌山県	1	長崎県	2
福島県	4	山梨県	0	鳥取県	1	熊本県	4
茨城県	1	長野県	2	島根県	3	大分県	7
栃木県	2	岐阜県	0	岡山県	4	宮崎県	7
群馬県	3	静岡県	5	広島県	4	鹿児島県	1
埼玉県	9	愛知県	9	山口県	0	沖縄県	2
千葉県	6	三重県	2	徳島県	0	合計	221

以下、虐待の事実が認められた 221 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別(表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 31.2%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 15.4%、「介護老人保健施設」が 11.8%、「有料老人ホーム」が 11.8%(同率)の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	老人ホーム 特別養護	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	認知症対応型 共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型 居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	特定施設入居者 生活介護	居宅介護支援等	その他	合計
件数	69	26	3	34	26	7	0	0	7	11	16	12	2	8	221
割合 (%)	31.2	11.8	1.4	15.4	11.8	3.2	0	0	3.2	5.0	7.2	5.4	0.9	3.6	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 9 件を除く 212 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、212 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 402 人であった。

ア. 虐待の種別(表 15)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 64.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 32.8%、「介護等放棄」が 16.7%であった。

※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 402 人と一致しない。

表 15 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	258	67	132	14	31
割合(%)	64.2	16.7	32.8	3.5	7.7

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 9 件を除く 212 件における被虐待者の総数 402 人に対するもの。

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭を借りる 着服・窃盗 不正使用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表 16)

「身体拘束あり」が 22.9%、「身体拘束なし」が 77.1%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
92 人 (22.9%)	310 人 (77.1%)	402 人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 9 件を除く 212 件の事例を集計。

ウ. 虐待の程度(深刻度)(表 17)

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 53.0%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 5.5%であった。

表 17 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	213 (53.0%)
2	73 (18.2%)
3-生命・身体・生活に著しい影響	81 (20.1%)
4	13 (3.2%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	22 (5.5%)
合計	402 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212件の事例を集計。

エ. 虐待による死亡事例

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(4)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)について、被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、212件の事例に対し被虐待高齢者の総数は402人であった。

ア. 性別(表 18)

「男性」が27.9%、「女性」が71.9%と、全体の7割強が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
112人 (27.9%)	290人 (72.1%)	402人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212件の事例を集計。

(参考) 介護(予防)サービス受給者の性別

男性	女性	合計
1,335.5千人 (28.8%)	3,293.7千人 (71.2%)	4,629.2千人 (100.0%)

(資料)平成25年10月審査分 介護保険給付費実態調査

イ. 年齢(表 19)

「80～84歳」が26.7%と最も多く、次いで「85～89歳」が23.9%、「75～79歳」が16.5%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満障害者	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90歳以上	不明	合計
人数	5	13	16	64	104	93	94	13	402
割合(%)	1.3	3.3	4.1	16.5	26.7	23.9	24.2	—	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212件の事例を集計。「65歳未満障害者」は、平成24年10月から施行された障害者虐待防止法により、高齢者虐待防止法が改正され、被虐待高齢者の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表 20～表 22)

「要介護 5」が 28.1%と最も多く、次いで「要介護 4」が 25.6%、「要介護 3」が 24.4%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 78.1%と 8 割弱を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は 84.8%、「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A 以上は 95.0%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	0	0.0
要支援 1	4	1.0
〃 2	3	0.7
要介護 1	22	5.5
〃 2	42	10.4
〃 3	98	24.4
〃 4	103	25.6
〃 5	113	28.1
不明	17	4.2
合計	402	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(314)	(78.1)

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212 件の事例を集計

表 21 認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	10	2.5
認知症日常生活自立度Ⅰ	13	3.2
〃 Ⅱ	59	14.7
〃 Ⅲ	143	35.6
〃 Ⅳ	64	15.9
〃 M	18	4.5
認知症はあるが自立度不明	57	14.2
認知症の有無が不明	38	9.5
合計	402	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(341)	(84.8)

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212 件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。
(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	4	1.4
日常生活自立度(寝たきり度) J	10	3.6
〃 A	91	32.7
〃 B	126	45.3
〃 C	47	16.9
不明	124	—
合計	402	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(264)	(95.0)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった9件を除く212 件の事例を集計。割合は、不明 124 人を除いた 278 人に対するもの。

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 22 件を除く 199 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、199 件の事例に対し虐待者の総数は 282 人であった。

ア. 年齢(表 23)

「30 歳未満」が 26.5%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 21.4%、「50～59 歳」が 20.9%、「30～39 歳」が 20.1%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人数	62	47	50	49	26	48	282
割合(%)	26.5	20.1	21.4	20.9	11.1	—	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 22 件を除く 199 件の事例を集計。割合は、不明 48 人を除いた 234 人に対するもの

イ. 職種(表 24)

「介護職」が 78.3%、「管理職」が 7.7%、「看護職」が 5.5%などであった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	213	15	21	4	9	10	10	282
割合(%)	78.3	5.5	7.7	1.5	3.3	3.7	—	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 22 件を除く 199 件の事例を集計。割合は、不明 10 人を除いた 272 人に対するもの

ウ. 性別(表 25)

「男性」が 51.8%、「女性」が 48.2%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
141 人 (51.8%)	131 人 (48.2%)	10 人(—)	282 人 (100.0%)

(注)虐待者が特定できなかった 22 件を除く 199 件の事例を集計。割合は、不明 10 人を除いた 272 人に対するもの

(6)虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 26～表 28)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 226 件(24 年度に虐待と認定して 25 年度に対応した 5 件を含む。)について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が 171 件、「改善計画提出依頼」が 149 件、「従事者への注意・指導」が 95 件であった。

表 26 市町村による指導等(複数回答)

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	171 件
	改善計画提出依頼	149 件
	従事者への注意・指導	95 件

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 118 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 23 件、「改善命令」が 1 件、「指定の効力停止」が 5 件、「指定の取消」が 2 件であった。

※複数の権限等を行行使した場合には、その行使した権限等の全ての件数に計上している。

表 27 介護保険法等の規定による権限の行使(複数回答)

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	118 件
	改善勧告	23 件
	改善勧告に従わない場合の公表	0 件
	改善命令	1 件
	指定の効力停止	5 件
	指定の取消	2 件

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 154 件、「勧告等への対応」が 27 件であった。

表 28 当該施設等における改善措置(複数回答)

当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	154 件
	市町村による改善計画提出依頼を受けての改善報告徴収等に対する改善	(124 件) (30 件)
	勧告等への対応	27 件
	その他	8 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表 29、表 30)

平成 25 年度に全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、25,310 件であった。平成 24 年度は、23,843 件であり、1,467 件(6.2%)増加した。

表 29 相談・通報件数

	25 年度	24 年度	増減
件数	25,310	23,843	1,467(6.2%)

表 30 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数(平成 25 年度内)

北海道	969	東京都	2,761	滋賀県	458	香川県	166
青森県	295	神奈川県	1,281	京都府	714	愛媛県	272
岩手県	270	新潟県	698	大阪府	2,586	高知県	127
宮城県	500	富山県	296	兵庫県	1,316	福岡県	762
秋田県	211	石川県	332	奈良県	241	佐賀県	158
山形県	265	福井県	228	和歌山県	182	長崎県	276
福島県	406	山梨県	218	鳥取県	147	熊本県	303
茨城県	406	長野県	536	島根県	203	大分県	173
栃木県	291	岐阜県	294	岡山県	372	宮崎県	210
群馬県	259	静岡県	672	広島県	618	鹿児島県	224
埼玉県	1,159	愛知県	1,281	山口県	277	沖縄県	277
千葉県	1,126	三重県	419	徳島県	75	合計	25,310

(2) 相談・通報者(表 31)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 28,144 人に対して、「介護支援専門員」が 31.3%と最も多く、次いで「警察」が 12.4%、「家族・親族」が 11.5%、「被虐待高齢者本人」が 9.2%、「当該市町村行政職員」が 7.4%、「介護保険事業所職員」が 6.4%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数 25,310 件と一致しない。

表 31 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	8,795	1,810	1,412	1,321	1,252	2,603	3,245	457	2,096	3,488	1,596	69	28,144
割合(%)	31.3	6.4	5.0	4.7	4.4	9.2	11.5	1.6	7.4	12.4	5.7	0.2	100.0

(3) 事実確認の状況(表 32～表 34)

「事実確認調査を行った事例」が 97.0%、「事実確認調査を行わなかった事例」が 3.0%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は 0.6%であり、「訪問調査を行った事例」が 66.9%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 29.4%であった。事実確認調査を行わなかった事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.1%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 0.9%である。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 9,300 件では 0 日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 4,360 件では 1 日(翌日)であった。

表 32 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成 25 年度 内に通報・相談)	(うち平成 24 年度 以前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	25,291	(24,523)	(768)	97.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	25,136	(24,379)	(757)	(96.4)
訪問調査を行った事例	17,456	(16,901)	(555)	[66.9]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,680	(7,478)	(202)	[29.4]
立入調査により調査を行った事例	155	(144)	(11)	(0.6)
警察が同行した事例	104	(98)	(6)	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0)	(0)	[0.0]
市町村が単独で実施した事例	51	(46)	(5)	[0.2]
事実確認調査を行わなかった事例	791	(787)	(4)	3.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	544	(541)	(3)	(2.1)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	247	(246)	(1)	(0.9)
合計	26,082	(25,310)	(772)	100.0

表 33 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	5,074	1,150	503	1,120	716	269	139	329	9,300

中央値 0 日(即日)

表 34 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	2,018	512	252	565	444	194	110	265	4,360

中央値 1 日(翌日)

(4) 事実確認調査の結果(表 35、表 36)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、15,731 件であった。平成 24 年度は、15,202 件であり、529 件(3.5%)増加した。

表 35 事実確認調査の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	15,731	62.2
虐待ではないと判断した事例	4,648	18.4
虐待の判断に至らなかった事例	4,912	19.4
合計	25,291	100.0

表 36 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数(平成 25 年度内)

北海道	475	東京都	2,052	滋賀県	286	香川県	126
青森県	206	神奈川県	831	京都府	472	愛媛県	149
岩手県	133	新潟県	501	大阪府	1,527	高知県	55
宮城県	315	富山県	203	兵庫県	791	福岡県	468
秋田県	98	石川県	175	奈良県	115	佐賀県	94
山形県	176	福井県	119	和歌山県	131	長崎県	205
福島県	261	山梨県	129	鳥取県	80	熊本県	192
茨城県	238	長野県	336	島根県	124	大分県	94
栃木県	174	岐阜県	179	岡山県	280	宮崎県	117
群馬県	149	静岡県	361	広島県	361	鹿児島県	131
埼玉県	606	愛知県	943	山口県	137	沖縄県	148
千葉県	689	三重県	263	徳島県	36	合計	15,731

(5) 虐待の発生要因(表 37)

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の 25.5%、「虐待者の障害・疾病」の 22.2%、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の 16.8%、「被虐待高齢者の認知症の症状」の 13.9%、「家庭における被虐待高齢者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の 11.5%、「虐待者の性格や人格(に基づく言動)」の 9.2%の順であった。

表 37 虐待の発生要因(複数回答)

要 因	件数	割合(%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,398	25.5
虐待者の障害・疾病	1,221	22.2
家庭における経済的困窮(経済的問題)	925	16.8
被虐待高齢者の認知症の症状	766	13.9
家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	633	11.5
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	507	9.2
虐待者の飲酒の影響	348	6.3
虐待者の理解力の不足や低下	240	4.4
虐待者の知識や情報の不足	221	4.0
虐待者の精神状態が安定していない	185	3.4
被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	162	2.9
虐待者の介護力の低下や不足	142	2.6
被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	120	2.2

要 因	件数	割合(%)
家庭におけるその他の要因	110	2.0
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	85	1.5
被虐待高齢者のその他の身体的自立度の低さ	59	1.1
虐待者側のその他の要因	58	1.1
家庭における(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	40	0.7
被虐待者側のその他の要因	38	0.7
家庭における経済的利害関係(財産、相続)	26	0.5
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	19	0.3
虐待者のギャンブル依存	18	0.3
被虐待高齢者への排泄介助の困難さ	13	0.2
被虐待高齢者が外部サービスの利用に抵抗感がある	12	0.2
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	6	0.1

(注) 回答のあった 5,493 件の事例を集計。

以下、虐待判断事例件数 15,731 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,731 件に対し、被虐待高齢者の総数は 16,140 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別(表 38)

「身体的虐待」が 65.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.9%、「介護等放棄」が 22.3%、「経済的虐待」が 21.6%、「性的虐待」が 0.5%であった。

※ 1 人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 16,140 人と一致しない。

表 38 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	10,533	3,602	6,759	88	3,486
割合(%)	65.3	22.3	41.9	0.5	21.6

(注) 割合は、被虐待高齢者の総数 16,140 人に対するもの。

【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 強制的行為・乱暴な扱い 身体拘束 威嚇
介護等放棄	希望・必要とする医療サービスの制限 希望・必要とする介護サービスの制限 生活援助全般を行わない 水分・食事摂取の放任 入浴介助放棄 排泄介助放棄

	劣悪な住環境で生活させる
	介護者が不在の場合がある
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫 無視・訴えの否定や拒否 嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要・性的暴力 介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要 介護行為に関係しない性的嫌がらせ
経済的虐待	年金取り上げ 預貯金の取り上げ 不動産・利子・配当等収入の取り上げ 必要な費用の不払い 日常的な金銭を渡さない・使わせない 預貯金・カード等の不当な使い込み 預貯金・カード等の不当な支払強要 不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度(深刻度)(表 39)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 34.2%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 30.9%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 8.9%を占めた。

表 39 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数	割合(%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	4,983	30.9
2	3,091	19.2
3-生命・身体・生活に著しい影響	5,522	34.2
4	1,100	6.8
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,444	8.9
合計	16,140	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢(表 40、表 41)

性別では「女性」が 77.7%、「男性」が 22.3%と、「女性」が全体の 8 割弱を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.2%と最も多かった。

表 40 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
3,601 人 (22.3%)	12,537 人 (77.7%)	2 人(一)	16,140 人 (100.0%)

(参考) 介護(予防)サービス受給者の性別 (再掲)

男性	女性	合計
1,335.5 千人 (28.8%)	3,293.7 千人 (71.2%)	4,629.2 千人 (100.0%)

(資料)平成 25 年 10 月審査分 介護保険給付費実態調査

表 41 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,586	2,537	3,525	3,902	2,887	1,673	30	16,140
割合(%)	9.8	15.7	21.9	24.2	17.9	10.4	—	100.0

(注)割合は、不明 30 人を除いた 16,110 人に対するもの

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況(表 42)

被虐待高齢者 16,140 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 68.0% (10,980 人)と、7 割弱が要介護認定者であった。

表 42 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合(%)
要介護認定 未申請	4,320	26.8
要介護認定 申請中	461	2.9
要介護認定 済み	10,980	68.0
要介護認定 非該当(自立)	360	2.2
不明	19	0.1
合計	16,140	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況(表 43～表 50)

要介護認定者 10,980 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 22.2%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.4%、「要介護 3」が 18.0%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 70.4%(被虐待高齢者全体(16,140 人)の 47.9%)、「要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上」の者は 74.1%であった。

表 43 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援 1	733	6.7
“ 2	980	8.9
要介護 1	2,443	22.2
“ 2	2,352	21.4
“ 3	1,973	18.0
“ 4	1,530	13.9
“ 5	932	8.5
不明	37	0.3
合計	10,980	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(4,435)	(40.4)

表 44 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	1,186	10.8
認知症日常生活自立度Ⅰ	1,927	17.6
“Ⅱ	3,653	33.3
“Ⅲ	2,783	25.3
“Ⅳ	820	7.5
“Ⅴ	203	1.8
認知症はあるが自立度不明	271	2.5
認知症の有無が不明	137	1.2
合計	10,980	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(7,730)	(70.4)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 45 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	392	3.8
日常生活自立度(寝たきり度) J	2,302	22.2
〃 A	4,230	40.7
〃 B	2,477	23.8
〃 C	987	9.5
不明	592	—
合計	10,980	100.0
日常生活自立度(寝たきり度) A以上(再掲)	(7,694)	(74.1)

(注)割合は、不明 592 人を除いた 10,388 人に対するもの

表 46 介護保険サービス利用状況

	人数(人)	割合(%)
介護サービスを受けている	8,696	80.5
過去受けていたが判断時点では受けていない	415	3.8
過去も含め受けていない	1,687	15.6
不明	182	—
合計	10,980	100.0

(注)割合は、不明 182 人を除いた 10,798 人に対するもの

表 47 被虐待高齢者が利用する(していた)介護保険サービスの種別(複数回答)

	介護サービスを受けている		過去受けていたが判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
訪問介護	2,915	33.5	107	25.8	3,022	33.2
訪問入浴介護	128	1.5	2	0.5	130	1.4
訪問看護	766	8.8	18	4.3	784	8.6
訪問リハビリテーション	115	1.3	3	0.7	118	1.3
居宅療養管理・訪問診療	77	0.9	1	0.2	78	0.9
デイサービス	5,454	62.7	198	47.7	5,652	62.0
デイケア(通所リハ)	643	7.4	23	5.5	666	7.3
福祉用具貸与等	1,140	13.1	33	8.0	1,173	12.9
住宅改修	36	0.4	12	2.9	48	0.5
グループホーム	33	0.4	8	1.9	41	0.5
小規模多機能	248	2.9	7	1.7	255	2.8
ショートステイ	1,460	16.8	39	9.4	1,499	16.5
老人保健施設	72	0.8	10	2.4	82	0.9
特別養護老人ホーム	44	0.5	2	0.5	46	0.5
有料老人ホーム・特定施設	18	0.2	1	0.2	19	0.2
介護療養型医療施設	11	0.1	1	0.2	12	0.1
複合型サービス	6	0.1	0	0.0	6	0.1
その他	35	0.4	0	0.0	35	0.4
詳細不明・特定不能	156	1.8	26	6.3	182	2.0

(注) 割合は、表 46 の介護サービスを受けている(8,696 人)、過去受けていたが判断時点では受けていない(415 人)に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は、利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発

生した介護保険サービスではない。

表 48 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

	介護支援 専門員	介護保険事 業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	虐待者 自身	当該市町村 行政職員	警察	その他
A 人数	5,435	1,009	274	259	240	414	661	144	434	340	429
割合(%)	62.5	11.6	3.2	3.0	2.8	4.8	7.6	1.7	5.0	3.9	4.9
B 人数	147	23	67	16	24	37	43	7	34	26	42
割合(%)	35.4	5.5	16.1	3.9	5.8	8.9	10.4	1.7	8.2	6.3	10.1
C 人数	283	66	196	107	118	206	340	74	195	166	134
割合(%)	16.8	3.9	11.6	6.3	7.0	12.2	20.2	4.4	11.6	9.8	7.9
合 人数	5,865	1,098	537	382	382	657	1,044	225	663	532	605
計 割合(%)	54.3	10.2	5.0	3.5	3.5	6.1	9.7	2.1	6.1	4.9	5.6

(注) A 介護サービスを受けている(n=8,696)、B 過去受けていたが判断時点では受けていない(n=415)、C 過去も含め受けていない(n=1,687)、合計 (N=10,798)

表 49 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

	虐待の程度(深刻度)				合計
	被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	その他	
A 人数	2,927	5,180	217	372	8,696
割合(%)	33.7	59.6	2.5	4.3	100.0
B 人数	193	184	10	28	415
割合(%)	46.5	44.3	2.4	6.7	100.0
C 人数	722	859	45	61	1,687
割合(%)	42.8	50.9	2.7	3.6	100.0
合 人数	3,842	6,223	272	461	10,798
計 割合(%)	35.6	57.6	2.5	4.3	100.0

(注) 上の表と同じ

表 50 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

介護保険サービスの利用			虐待の深刻度					合計
			深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護サービスを受けている	人数		2,681	1,742	3,024	572	677	8,696
	割合(%)		30.8	20.0	34.8	6.6	7.8	100.0
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数		111	59	150	32	63	415
	割合(%)		26.7	14.2	36.1	7.7	15.2	100.0
過去も含め受けていない	人数		491	307	564	136	189	1,687
	割合(%)		29.1	18.2	33.4	8.1	11.2	100.0
合計		人数	3,283	2,108	3,738	740	929	10,798
		割合(%)	30.4	19.5	34.6	6.9	8.6	100.0

(注) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケース 182 人を除く

(8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア. 虐待者との同居・別居の状況(表 51)

「虐待者とのみ同居」が49.0%、「虐待者及び他家族と同居」が37.7%と、86.7%が虐待者との同居であった。

表 51 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
人数	7,893	6,084	1,978	168	17	16,140
割合(%)	49.0	37.7	12.3	1.0	—	100.0

(注)割合は、不明 17 人を除いた 16,123 人に対するもの

イ. 家族形態(表 52)

「未婚の子と同居」が 32.8%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」19.5%、「子夫婦と同居」16.6%の順であった。

表 52 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,240	3,133	5,276	1,814	2,675	1,957	45	16,140
割合(%)	7.7	19.5	32.8	11.3	16.6	12.2	—	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。割合は、不明 45 人を除いた 16,095 人に対するもの

ウ. 虐待者の続柄(表 53)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 41.0%と最も多く、次いで「夫」が 19.2%、「娘」が 16.4%の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,731 件に対し虐待者人数は 17,432 人であった。

表 53 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,349	891	7,143	2,865	992	291	332	738	816	15	17,432
割合(%)	19.2	5.1	41.0	16.4	5.7	1.7	1.9	4.2	4.7	—	100.0

(注)割合は、不明 15 人を除いた 17,417 人に対するもの

エ. 虐待者の年齢(表 54)

表 54 虐待者の年齢

	40 歳未満	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 ～ 89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,536	3,457	3,956	1,676	1,350	1,196	1,254	1,029	479	102	1,397	17,432
割合(%)	9.6	21.6	24.7	10.5	8.4	7.5	7.8	6.4	3.0	0.6	—	100.0

(注)割合は、不明 1,397 人を除いた 16,035 人に対するもの

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無(表 55)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が 34.3%と、3 割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 53.9%であった。

※ 虐待への対応には、平成 24 年度の虐待判断事例のうち、平成 25 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成 25 年度の虐待判断事例における被虐待者 16,140 人と一致しない。

表 55 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例 (内訳表 56)	7,058	34.3
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例 (内訳表 57)	11,087	53.9
現在対応について検討・調整中の事例	471	2.3
その他	1,968	9.6
合計	20,584	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 56)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 37.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 17.0%、「やむを得ない事由等による措置」が 12.1%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 854 人のうち 487 人(57.0%)において面会を制限する措置が行われていた。

表 56 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,654	37.6
やむを得ない事由等による措置	854	12.1
うち、面会の制限を行った事例	(487)	(6.9)
緊急一時保護	845	12.0
医療機関への一時入院	1,203	17.0
その他	1,502	21.3
合計	7,058	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳(表 57)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 51.5%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 29.4%、「経過観察(見守り)」が 24.3%であった。

表 57 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	5,712	51.5
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,264	29.4
経過観察(見守り)	2,697	24.3
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	976	8.8
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	804	7.3
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	355	3.2
その他	1,744	15.7
合計	15,552	—

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待者 11,087 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が713人、「利用手続き中」が421人であり、これらを合わせた1,134人のうち、市町村長申立の事例は666人(58.7%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は371人であり、うち成年後見制度利用手続き中は31人であった。

(10) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成25年4月1日～26年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が12件12人、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」6件6人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」2件2人、「心中」1件1人、であり、合わせて21件21人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」6人(28.6%)、「女性」15人(71.4%)であった。年齢は、「70～74歳」8人(38.1%)、「80～84歳」6人(28.6%)、「75～79歳」と「85～89歳」がそれぞれ3人(14.3%)、「65～69歳」1人(4.8%)の順である。

加害者の性別は「男性」16人(76.2%)、「女性」5人(23.8%)であり、続柄は、多い順に「息子」13人(61.9%)、「娘」4人(19.0%)、「夫」3人(14.3%)、「妻」1人(4.8%)であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況(表58)

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」6人(28.6%)、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」1人(4.8%)、「過去も含め受けていない」13人(61.9%)、「不明」1人(4.8%)であった。

表58 介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護サービスを受けている	6	28.6
過去に受けていたが事件時点では受けていない	1	4.8
過去も含め受けていない	13	61.9
不明	1	4.8
合計	21	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 25 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 59 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 83.3%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が 82.8%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等」が 81.8%と、8割の市町村で実施されている一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 50.4%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 50.0%と半数程度に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 59 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741 市町村、平成 25 年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

	実施済み	未実施	24 実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成 25 年度中)	1,451 83.3	290 16.7	1,407 80.8
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,354 77.8	387 22.2	1,329 76.3
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	1,131 65.0	610 35.0	1,118 64.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	1,205 69.2	536 30.8	1,172 67.3
介護保険施設に法について周知	1,064 61.1	677 38.9	1,026 58.9
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,093 62.8	648 37.2	1,062 61.0
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,278 73.4	463 26.6	1,258 72.2
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	871 50.0	870 50.0	878 50.4
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	878 50.4	863 49.6	852 48.9
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,346 77.3	395 22.7	1,302 74.7
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	979 56.2	762 43.8	983 56.4
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,171 67.3	570 32.7	1,128 64.8
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,442 82.8	299 17.2	1,401 80.4
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	1,425 81.8	316 18.2	1,380 79.2

4. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 60 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／Ⅰ (n=15)	人数	4	2	9	0	0
	割合(%)	26.7	13.3	60.0	0.0	0.0
Ⅱ (n=47)	人数	22	6	29	3	3
	割合(%)	46.8	12.8	61.7	6.4	6.4
Ⅲ (n=119)	人数	78	29	45	3	4
	割合(%)	65.5	24.4	37.8	2.5	3.4
Ⅳ／M (n=73)	人数	56	16	15	0	1
	割合(%)	76.7	21.9	20.5	0.0	1.4
合計 (N=254)	人数	160	53	98	6	8
	割合(%)	63.0	20.9	38.6	2.4	3.1

(注) 「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースを除く。

表 61 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険3施設 (n=169)	人数	115	13	65	6	7
	割合(%)	68.0	7.7	38.5	3.6	4.1
GH・小規模多機能 (n=75)	人数	35	16	28	2	5
	割合(%)	46.7	21.3	37.3	2.7	6.7
その他入所系 (n=80)	人数	57	32	26	4	6
	割合(%)	71.3	40.0	32.5	5.0	7.5
居宅系 (n=53)	人数	35	1	7	2	13
	割合(%)	66.0	1.9	13.2	3.8	24.5
合計 (N=377)	人数	242	62	126	14	31
	割合(%)	64.2	16.4	33.4	3.7	8.2

(注) 「その他入所系」は、有料老人ホーム、短期入所施設、特定施設入居者生活介護をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 62 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	合計
本調査での虐待者	人数	141	131	272
	割合(%)	51.8	48.2	100.0
介護従事者	人数	3,952	14,498	18,450
	割合(%)	21.4	78.6	100.0

(注) 性別は「不明」を除く。「介護従事者」は、介護労働安定センター『平成25年度介護労働実態調査』による。

表 63 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢					
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
男性	人数	44	34	22	15	7	122
	割合(%)	36.1	27.9	18.0	12.3	5.7	100.0
女性	人数	18	13	28	33	19	111
	割合(%)	16.2	11.7	25.2	29.7	17.1	100.0
合計	人数	62	47	50	48	26	233
	割合(%)	26.6	20.2	21.5	20.6	11.2	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢					
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
男性	割合(%)	22.3	41.5	20.5	10.9	4.8	100.0
女性	割合(%)	9.5	21.0	29.4	28.6	11.6	100.0

(資料) 介護労働安定センター『平成 25 年度介護労働実態調査』 年齢、性別は「不明」を除く。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 64 被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=733)	人数	473	86	404	6	177
	割合(%)	64.5	11.7	55.1	0.8	24.1
要支援2 (n=980)	人数	635	128	549	5	204
	割合(%)	64.8	13.1	56.0	0.5	20.8
要介護1 (n=2,443)	人数	1,580	518	1,076	5	555
	割合(%)	64.7	21.2	44.0	0.2	22.7
要介護2 (n=2,352)	人数	1,493	617	918	11	516
	割合(%)	63.5	26.2	39.0	0.5	21.9
要介護3 (n=1,973)	人数	1,260	621	656	11	401
	割合(%)	63.9	31.5	33.2	0.6	20.3
要介護4 (n=1,530)	人数	928	536	442	6	338
	割合(%)	60.7	35.0	28.9	0.4	22.1
要介護5 (n=932)	人数	538	333	234	10	230
	割合(%)	57.7	35.7	25.1	1.1	24.7
合計 (N=10,943)	人数	6,907	2,839	4,279	54	2,421
	割合(%)	63.1	25.9	39.1	0.5	22.1

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 37 人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 65 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要支援1	人数	269	157	202	45	60	733
	割合(%)	36.7	21.4	27.6	6.1	8.2	100.0
要支援2	人数	333	205	320	40	82	980
	割合(%)	34.0	20.9	32.7	4.1	8.4	100.0
要介護1	人数	805	481	836	158	163	2,443
	割合(%)	33.0	19.7	34.2	6.5	6.7	100.0
要介護2	人数	766	455	791	150	190	2,352
	割合(%)	32.6	19.3	33.6	6.4	8.1	100.0
要介護3	人数	584	377	695	143	174	1,973
	割合(%)	29.6	19.1	35.2	7.2	8.8	100.0
要介護4	人数	375	303	581	116	155	1,530
	割合(%)	24.5	19.8	38.0	7.6	10.1	100.0
要介護5	人数	225	160	336	100	111	932
	割合(%)	24.1	17.2	36.1	10.7	11.9	100.0
合計	人数	3,357	2,138	3,761	752	935	10,943
	割合(%)	30.7	19.5	34.4	6.9	8.5	100.0

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明の37人を除く。

表 66 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

介護保険サービスの利用		分離保護の対応				合計
		被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	その他	
介護サービスを受けている	人数	2,927	5,180	217	372	8,696
	割合(%)	33.7	59.6	2.5	4.3	100.0
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数	193	184	10	28	415
	割合(%)	46.5	44.3	2.4	6.7	100.0
過去も含め受けていない	人数	722	859	45	61	1,687
	割合(%)	42.8	50.9	2.7	3.6	100.0
合計	人数	3,842	6,223	272	461	10,798
	割合(%)	35.6	57.6	2.5	4.3	100.0

(注)要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く

表 67 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,141)	人数	3,589	754	2,463	34	1,055
	割合(%)	69.8	14.7	47.9	0.7	20.5
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,113)	人数	1,983	552	1,591	15	693
	割合(%)	63.7	17.7	51.1	0.5	22.3
認知症自立度Ⅱ (n=3,653)	人数	2,281	940	1,451	13	858
	割合(%)	62.4	25.7	39.7	0.4	23.5
認知症自立度Ⅲ以上 (n=3,806)	人数	2,409	1,241	1,113	22	785
	割合(%)	63.3	32.6	29.2	0.6	20.6
合計 (N=15,713)	人数	10,262	3,487	6,618	84	3,391
	割合(%)	65.3	22.2	42.1	0.5	21.6

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 68 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,612	943	1,740	343	503	5,141
	割合(%)	31.4	18.3	33.8	6.7	9.8	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数	1,072	644	975	168	254	3,113
	割合(%)	34.4	20.7	31.3	5.4	8.2	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数	1,161	724	1,250	254	264	3,653
	割合(%)	31.8	19.8	34.2	7.0	7.2	100.0
認知症自立度Ⅲ以上	人数	998	719	1,400	303	386	3,806
	割合(%)	26.2	18.9	36.8	8.0	10.1	100.0
合計	人数	4,843	3,030	5,365	1,068	1,407	15,713
	割合(%)	30.8	19.3	34.1	6.8	9.0	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 37 人を除く。

表 69 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=392)	人数	260	65	201	3	91
	割合(%)	66.3	16.6	51.3	0.8	23.2
J (n=2,302)	人数	1,490	385	1,118	11	506
	割合(%)	64.7	16.7	48.6	0.5	22.0
A (n=4,230)	人数	2,768	1,011	1,708	15	894
	割合(%)	65.4	23.9	40.4	0.4	21.1
B (n=2,477)	人数	1,498	850	817	14	565
	割合(%)	60.5	34.3	33.0	0.6	22.8
C(n=987)	人数	519	401	239	10	252
	割合(%)	52.6	40.6	24.2	1.0	25.5
合計 (N=10,388)	人数	6,535	2,712	4,083	53	2,308
	割合(%)	62.9	26.1	39.3	0.5	22.2

(注)介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 70 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度(深刻度)の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待の程度(深刻度)					合計
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
自立	人数	133	69	134	22	392
	割合(%)	33.9	17.6	34.2	5.6	100.0
J	人数	774	482	779	115	2,302
	割合(%)	33.6	20.9	33.8	5.0	100.0
A	人数	1,334	849	1,423	292	4,230
	割合(%)	31.5	20.1	33.6	6.9	100.0
B	人数	685	469	891	191	2,477
	割合(%)	27.7	18.9	36.0	7.7	100.0
C	人数	223	176	353	100	987
	割合(%)	22.6	17.8	35.8	10.1	100.0
合計	人数	3,149	2,045	3,580	720	10,388
	割合(%)	30.3	19.7	34.5	6.9	100.0

表 71 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者との別居	その他	不明	
夫	人数	2,314	894	46	9	2	3,265
	割合(%)	70.9	27.4	1.4	0.3	0.1	100.0
妻	人数	512	238	23	6	0	779
	割合(%)	65.7	30.6	3.0	0.8	0	100.0
息子	人数	3,217	2,172	851	55	12	6,307
	割合(%)	51.0	34.4	13.5	0.9	0.2	100.0
娘	人数	1,009	998	405	22	1	2,435
	割合(%)	41.4	41.0	16.6	0.9	0	100.0
息子の配偶者(嫁)	人数	47	489	39	1	0	576
	割合(%)	8.2	84.9	6.8	0.2	0	100.0
娘の配偶者(婿)	人数	15	143	18	0	0	176
	割合(%)	8.5	81.3	10.2	0	0	100.0
兄弟姉妹	人数	116	75	72	6	0	269
	割合(%)	43.1	27.9	26.8	2.2	0	100.0
孫	人数	109	312	70	6	0	497
	割合(%)	21.9	62.8	14.1	1.2	0	100.0
その他	人数	185	129	279	28	0	621
	割合(%)	29.8	20.8	44.9	4.5	0	100.0
不明	人数	0	7	3	3	1	14
	割合(%)	0	50.0	21.4	21.4	7.1	100.0
複数虐待者	人数	369	627	172	32	1	1,201
	割合(%)	30.7	52.2	14.3	2.7	0.1	100.0
合計	人数	7,893	6,084	1,978	168	17	16,140
	割合(%)	48.9	37.7	12.3	1.0	0.1	100.0

(注)虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者1人に対して虐待者が複数いる場合は、「複数虐待者」とした。

表 72 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢						
		40 歳未満	40-49 歳	50-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳
夫	人数	0	8	19	75	297	640	900
	割合(%)	0	0.2	0.6	2.2	8.9	19.1	26.9
妻	人数	2	8	28	70	125	230	198
	割合(%)	0.2	0.9	3.1	7.9	14.0	25.8	22.2
息子	人数	588	2,107	2,472	909	467	99	12
	割合(%)	8.2	29.5	34.6	12.7	6.5	1.4	0.2
娘	人数	199	894	922	311	180	45	13
	割合(%)	6.9	31.2	32.2	10.9	6.3	1.6	0.5
その他	人数	747	440	515	311	281	182	131
	割合(%)	23.5	13.8	16.2	9.8	8.8	5.7	4.1
合計	人数	1,536	3,457	3,956	1,676	1,350	1,196	1,254
	割合(%)	8.8	19.8	22.7	9.6	7.7	6.9	7.2

虐待者続柄		虐待者の年齢				合計
		80-84 歳	85-89 歳	90 歳以上	不明	
夫	人数	804	396	88	122	3,349
	割合(%)	24.0	11.8	2.6	3.6	100.0
妻	人数	145	48	5	32	891
	割合(%)	16.3	5.4	0.6	3.6	100.0
息子	人数	4	1	1	483	7,143
	割合(%)	0.1	0	0	6.8	100.0
娘	人数	2	0	0	299	2,865
	割合(%)	0.1	0	0	10.4	100.0
その他	人数	74	34	8	461	3,184
	割合(%)	2.3	1.1	0.3	14.5	100.0
合計	人数	1,029	479	102	1,397	17,432
	割合(%)	5.9	2.7	0.6	8.0	100.0

(注) 「その他」は、息子の配偶者(嫁)、娘の配偶者(婿)、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計。

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待確認件数との関係

①取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 73 取組項目の分類

グループ	取組項目
体制・施策強化	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
周知・啓発・教育	居宅介護サービス事業者に法について周知 介護保険施設に法について周知 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修

②取組状況による市町村の分類

①で分類した類似の取組項目の 3 グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組合せにより、次の 8 つのグループに分類した。

G1: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以下のグループ

G2: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G3: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ

G4: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ

G5: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G6: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ

G7: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ

G8: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以上のグループ

表 74 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比(%)	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			体制・施策強化	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口(平均値)	高齢化率(平均値)(%)	地域包括あたり高齢者人口(平均値)
G1(すべて平均以下)	357	20.5	▼	▼	▼	22,966.5 人	32.1	4,774.2 人
G2	112	6.4	▼	▼	△	34,826.3 人	30.2	5,949.9 人
G3	129	7.4	▼	△	▼	18,147.0 人	31.6	4,805.8 人
G4	64	3.7	▼	△	△	20,964.9 人	31.6	4,960.3 人
G5	152	8.7	△	▼	▼	67,016.2 人	28.7	9,457.4 人
G6	183	10.5	△	▼	△	93,432.1 人	27.9	8,864.9 人
G7	172	9.9	△	△	▼	61,802.8 人	29.5	7,131.1 人
G8(すべて平均以上)	572	32.9	△	△	△	129,997.2 人	29.0	8,621.4 人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組項目が市町村全体の平均以下をさす。

③取組の 8 グループと相談・通報件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 75 8 グループにおける相談・通報件数の状況

取組状況による市町村分類		相談・通報件数の分布			合計
		通報なし	通報あり・件数中央値未満	通報あり・件数中央値以上	
G1	市町村数	150	96	111	357
	割合(%)	42.0	26.9	31.1	100.0
G2	市町村数	30	35	47	112
	割合(%)	26.8	31.3	42.0	100.0
G3	市町村数	49	31	49	129
	割合(%)	38.0	24.0	38.0	100.0
G4	市町村数	23	17	24	64
	割合(%)	35.9	26.6	37.5	100.0
G5	市町村数	14	58	80	152
	割合(%)	9.2	38.2	52.6	100.0
G6	市町村数	21	67	95	183
	割合(%)	11.5	36.6	51.9	100.0
G7	市町村数	29	41	102	172
	割合(%)	16.9	23.8	59.3	100.0
G8	市町村数	48	162	362	572
	割合(%)	8.4	28.3	63.3	100.0
合計	市町村数	364	507	870	1,741
	割合(%)	20.9	29.1	50.0	100.0

④取組の 8 グループと虐待確認件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待確認件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析

表 76 8 グループにおける虐待確認件数の状況

取組状況による 市町村分類		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数中 央値以上	
G1	市町村数	195	51	111	357
	割合(%)	54.6	14.3	31.1	100.0
G2	市町村数	41	26	45	112
	割合(%)	36.6	23.2	40.2	100.0
G3	市町村数	62	23	44	129
	割合(%)	48.1	17.8	34.1	100.0
G4	市町村数	27	12	25	64
	割合(%)	42.2	18.8	39.1	100.0
G5	市町村数	27	43	82	152
	割合(%)	17.8	28.3	53.9	100.0
G6	市町村数	33	53	97	183
	割合(%)	18.0	29.0	53.0	100.0
G7	市町村数	39	39	94	172
	割合(%)	22.7	22.7	54.7	100.0
G8	市町村数	76	124	372	572
	割合(%)	13.3	21.7	65.0	100.0
合計	市町村数	500	371	870	1,741
	割合(%)	28.7	21.3	50.0	100.0